

令和 2 年 5 月 8 日

標茶町立小・中学校の保護者 様

標茶町教育委員会教育長 島 田 哲 男

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに係る特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日（日）まで延長されたことを受け、北海道知事から、学校の臨時休業について更なる要請がありました。

標茶町といたしましては要請の趣旨を踏まえ、子どもたちの命と安全を第一に考え集団による感染拡大を防止することが肝要であるとの考えから、次のように臨時休業を行うこととしました。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業の度重なる延長となることから、子どもたちの心身の健康や学習に関わること等、大変不安であることと存じますが、子どもたちの命と安全を守り、感染拡大を防ぐための措置であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間 5月31日（日）まで

- (1) 既に各学校から連絡されている、5月7日（木）～8日（金）の登校日については予定通り実施致します。
- (2) 5月11日（月）以降の登校日の実施については、各学校から連絡がございます。

2 臨時休業期間中の留意事項など

- (1) 「うがい・手洗い・咳エチケット」など基本的な感染症対策の継続をお願いします。
- (2) 「毎日の健康観察や検温及び記録化」の継続をお願いします。
- (3) 不要不急の外出を避けるよう心がけてください。やむを得ず外出する際にはマスクを着用してください。
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん」を励行し、規則正しい生活を心がけるとともに、学校から提示された学習課題に計画的に取り組んでください。

なお、不明な点やお問い合わせは教育委員会指導室(485-2111)までお願いいたします。